

徳島県リサイクル認定制度

特 徴

リサイクル製品の認定だけでなく、優良な3Rモデル事業所についても認定

認定されたリサイクル製品、3Rモデル事業所ともに認定表示や自社広告等に使用でき、県がPR

概 要

(技術の原理・動作等)

本県では、廃棄物を新たな資源として捉え、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品とともに、3Rに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」を創設している。

優秀なリサイクル製品や事業所を認定・PRすることによって、県内事業者の3Rの取り組みを支援し、本県における循環型社会の構築を目指している。



徳島県認定リサイクル製品マーク



徳島県認定3Rモデル事業所マーク

認定の対象は、

- ①主として県内で発生した廃棄物等を原材料として、県内の工場等で製造加工された優良なリサイクル製品
- ②廃棄物等の発生抑制、循環資源の再利用、再生利用の3Rの推進に積極的に取り組んで、著しい成果を上げている県内事業所

である。

認定を受けると、「徳島県認定リサイクル製品」、「徳島県認定3Rモデル事業所」の表示や認定マークを自社広告等に使用することができ、県は、パンフレット等を通じて、認定製品及び認定事業所の取り組みを広くPRするとともに、市町村等にも認定製品の優先的な調達に対する協力を呼びかけている。

実績・効果

■平成16年度創設のこの制度により、平成26年度末現在でリサイクル製品45製品、3Rモデル事業所34事業所を認定している。

本制度を通じた認定・PRにより、県内のリサイクル産業の創出、振興が図られ、廃棄物等の発生抑制及び資源の有効利用に寄与している。

徳島県リサイクル認定制度の概要

